

Press Release

厚生労働省 東京労働局発表 平成31年3月29日 東京労働局労働基準部

監督 課長 髙橋 仁主任監察監督官 白浜 弘幸

☆ 電話 03 (3512) 1612

道路貨物運送業に対する監督指導結果を公表します

担

~271事業場に対して実施、うち8割以上で法令違反あり~

東京労働局(局長 前田芳延)は、平成30年に管下18労働基準監督署(支署)が道路貨物運送業を営む事業場に対して実施した監督指導の結果を取りまとめましたので、公表します。

概要

監督指導を実施した事業場・・・・・・・・・・・ 271 事業場

うち、 法違反が認められた事業場・・・・・・・・・・220 事業場(違反率 81.2%) うち、<u>労働時間に係る違反(1)</u>が認められた事業場・・・139 事業場(同 51.3%) 改善基準告示(2)違反が認められた事業場・・・・・・ 153 事業場(同 56.5%)

- (1)時間外労働に関する協定(36協定)を届け出ずに時間外労働をさせた、又は36協定の上限時間を超えて時間外労働を行わせたことによる労働基準法違反
- (2) 平成元年労働省告示第7号「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(基準の内容)
 - ・ 1 か月の総拘束時間 293 時間以内
 - ・1日の拘束時間16時間以内 など

道路貨物運送事業においては、他業種と比べて労働時間が長くなっており、平成 29 年度に 過労死等として労災認定された件数は「運輸業、郵便業」が最も多くなっています。

監督指導の結果からも、多くの事業場において労働時間に係る法令違反や改善基準告示違 反が認められたことから、東京労働局においては、引き続き監督指導を実施し、法令や告示 の遵守、長時間労働の是正について指導していきます。

また、陸上貨物運送業においては、荷主や配送先の事情もあるため、事業者の自助努力だけでは長時間労働の改善にも限界があることから、「トラック輸送における取引環境・労働時間改善東京地方協議会」において、関係行政機関、荷主や道路貨物運送事業者とも議論を行うとともに、「荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン」の普及を図り、長時間労働の改善に取り組んでいきます。

1 監督指導結果

(1) 労働基準法等の違反状況 労働時間に係る違反(労働基準法第 32 条)・・・・・・・・139 事業場 (51.3%) (時間外労働に関する協定(36協定)を届け出ずに時間外労働をさせた、又は36協定の 上限時間を超えて時間外労働を行わせた) 休日に係る違反(同法第35条)・・・・・・・・・・14事業場 (5.2%) (毎週少なくとも1回(又は4週間を通じ4日)以上の休日を与えなかった) 割増賃金に係る違反(同法第 37 条)・・・・・・・・・・・ 98 事業場 (36.2%) (時間外・休日・深夜の労働に対し割増賃金を支払わなかった) 最低賃金に係る違反(最低賃金法第4条)・・・・・・・ 18事業場 (6.6%) (賃金額が東京都最低賃金(~H30.9.30時間額958円,H30.10.1~985円)を下回っていた) (2)改善基準告示の違反状況 総拘束時間に係る違反(告示第4条第1項第1号)・・・・・・ 97事業場(35.8%) (1か月の総拘束時間(293時間(原則))を超えて労働させた) 最大拘束時間に係る違反(同項第2号)・・・・・・・・・ 114事業場(42.1%) (1日の拘束時間(16時間)を超えて労働させた) 休息期間に係る違反(同項第3号)・・・・・・・・・・ 71 事業場(26.2%) (勤務終了後、継続した8時間以上の休息期間を与えなかった)

(2日平均で1日9時間・2週間平均で1週44時間(原則)を超えて労働させた)

連続運転時間に係る違反(同項第5号)・・・・・・・・・ 47事業場(17.3%)

(4時間を超えて連続で運転させた)

休日労働に係る違反(同条第5項)・・・・・・・・・ 13事業場(4.8%)

(2週間に2回以上休日労働を行わせ、かつ、1日・1か月の拘束時間を超えて労働させた)

2 監督指導・送検事例

(1) 監督指導事例

過労死等に係る労災請求を契機に監督指導を実施したところ、

ドライバーに 36 協定で定めた上限時間を超えて違法な時間外・休日労働を行わせ(最長で1か月約200時間)

改善基準告示で定める1か月及び1日の拘束時間を超え、

健康診断の結果について医師等からの意見聴取を行っていなかった ことが認められたため、是正を指導した。

(2)送検事例

臨検監督を実施した事業場において、8割以上の労働者に36協定で定める上限時間を超えて違法な時間外・休日労働を行わせていた(最長で1か月約320時間)ことが認められた。

繰り返し是正を指導したものの、改善されなかったことから、労働者が所属する組織の長及び法人を労働基準法違反容疑でそれぞれ書類送検した。

3 参考

荷主と運送事業者の協力による取引環境と長時間労働の改善に向けたガイドライン http://www.mlit.go.jp/common/001260158.pdf (国土交通省ホームページ)